



茨城統一テスト協議会『テスト倫理綱領』

この茨城統一テスト『テスト倫理綱領』は茨城統一テスト協議会規約第4条に基づいて、平成5年7月15日の設立議会において制定されたものである。我々茨城統一テスト協議会正会員及び準会員は、この精神を尊び遵守することを誓う。

1. 我々は、児童生徒またはその保護者が出来得る限り正確且つ客観的に自己またはその被保護者の学力を判断し、そのうえで学力増進のために適切なる手段を講じると共に、主体性を持ってその進路を選択するための指針となるべき資料を提供するためのみ統一テストを実施する。したがって、我々が実施する統一テストから得られたデータも、これ以外の目的には使用しない。また、児童生徒のプライバシー保護のうえからも、児童生徒またはその保護者以外には個人データを提供しない。
2. 児童生徒及びその保護者が、正確且つ客観的に自己またはその被保護者の学力を判断し、そのうえでその学力増進のために適切なる手段を講じると共に、主体性を持ってその進路を選択するための指針としてデータを利用するためには、当議データが信頼に足るものでなければならない。こうした要請に応えるために我々は、問題漏洩のような不祥事が生じることのないよう、厳密且つ厳格なテスト運営に細心の努力を払う。
3. 我々の本来の業務は学習塾の運営である。したがって、我々は協議会全体としてもまた協議会に参加する個人としても、我々が実施する統一テストを収益事業の対象に位置付けることはしない。